

## 令和6年度長沼町役場職員採用資格試験

試験日 9月17日

【試験会場】ホテル サンプラザ (岩見沢市4条東1丁目6番1号)

【区分】一般事務職 上級・初級

【内容】教養試験及び論文(作文)試験

【受験資格】

- ▶上級 平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
- ▶初級 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方

【受付期間】7月3日(月)～8月4日(金)

【問合せ先】役場総務係 (☎88-2111)・空知町村会 (☎0126-20-0195)



## 町道富士戸線・町道北2条東東線の通行止めについて

道央圏連絡道路の工事に伴い、町道富士戸線と町道北2条東東線において工事期間中、継続的な通行止めを行います。

近隣にお住まいの方、通行する方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願いします。

### 【町道富士戸線】

範囲 道道夕張長沼線～町道東4線  
期間 7月5日(水)～10月20日(金)(予定)

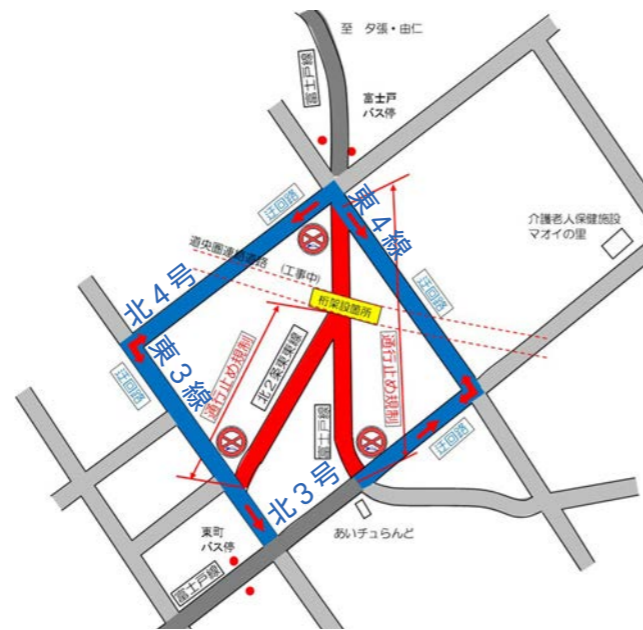
### 【町道北2条東東線】

範囲 町道東3線～町道富士戸線  
期間 7月5日(水)～10月20日(金)(予定)

### 【問合せ先】

- 札幌開発建設部 札幌道路事務所 黒川 (☎011-854-6071)
- (株)檜崎製作所 富士戸線跨道橋作業所 工事責任者 小山内 (☎090-7052-1816) 岩淵 (☎080-2053-6453)
- 役場管理係 (☎76-8021)

<道央圏連絡道路 長沼町富士戸線跨道橋上部工事>



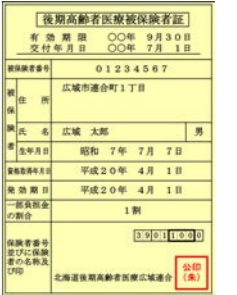
※工事終了に伴い通行止めを解除します

## 保険証(被保険者証)の斉更新について

### 保険証が新しくなります(橙色→黄色)

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が、7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- ◆新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- ◆汚れたり紛失した時は再交付しますので、役場国保年金係までご連絡ください。



新しい保険証は黄色です

### 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(水色→黄緑色)

現在ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が、7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要の方は、次の交付要件に該当することを確認のうえ、役場国保年金係に申請してください(有効期間は1年間)。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

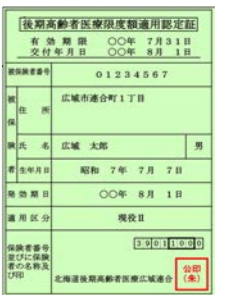
区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給している方



新しい減額認定証及び限度証は黄緑色です

限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当せず、住民税課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



【問合せ先】北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)・役場国保年金係 (☎76-8013)